

# 5

## 介護労働環境向上奨励金 に関するよくあるご質問

### Q 1 新規創業事業主でも対象となりますか？

○新規創業事業主も対象となることができます。

### Q 2 雇用保険被保険者以外の労働者は対象ですか？

○原則、対象外ですが、雇用保険被保険者とそれ以外の労働者の両方が含まれてる措置は対象となることがありますので、労働局またはハローワークにご相談ください。

### Q 3 計画はいつまでに提出すればいいですか？

○計画提出日は、計画期間の初日から遡って6カ月前の日から1か月前の日までです。  
(例) 計画期間の初日が12月1日の場合 → 6月1日から11月1日が提出期間となります。

### Q 4 計画期間の初日は、いつにすればいいですか。

○計画期間の初日は、雇用管理制度等を導入した日が属する月の初日です。

○各メニューの導入日は、以下のイメージです。

1. 増員に関する措置・・・ホームページの公開日、情報誌や新聞への掲載日、パンフレット等の納品日または公表・発出日、就職面接会や合同面接会の開催日、学校への説明会の実施日
2. 体系的処遇改善に関する措置・・・就業規則の周知日など
3. 報酬管理に関する措置・・・就業規則の周知日など
4. 労働時間管理に関する措置・・・就業規則の周知日など
5. 能力開発に関する措置・・・制度の策定・見直しの完了日
6. 健康管理に関する措置・・・健康診断などの実施日（一番最初に実施した日）

### Q 5 計画期間はどのくらいにすればいいですか？

○6ヶ月から1年以内です。

○ただし、複数の制度を導入する場合は、最後に制度を導入した日の属する月の初日から計画期間の末日までの間に6カ月以上の期間が確保されていることが必要となりますので、ご注意ください。

# 5

## 介護労働環境向上奨励金 に関するよくあるご質問

### Q 6 専門家への依頼に要する費用の対象範囲は？

- 計画提出日から制度導入日までに発生した費用が認められます。
- 計画期間の初日は、就業規則等の見直しをした日が属する月の初日となりますが、こういった専門家への相談の場合、計画期間前に相談を開始していると想定されます。そういった場合もその費用を対象にすることができますので、ぜひご活用ください。
- また、制度導入後の運用に関する相談なども対象とできます。

### Q 7 専門家への相談に時間がかかり、制度導入が遅れてしまったらどうなりますか？

- 変更届を提出してください（変更が生じる日の2週間前まで）。
- ただし、当初予定していた導入日から6カ月以上遅れが生じてしまった場合は、対象となりませんのでご注意ください。

### Q 8 事業所の規模によって、取扱が変わりますか？

- 変わりません。ただし、定着率を計算する際、雇用管理制度等を最初に導入した日の雇用保険被保険者が、雇用管理制度整備計画期間終了日で80%以上定着していない場合は、支給不可となりますので、小規模の事業所は特に注意してください。

### Q 9 新サービスの加算とは何ですか？

- 計画期間中に現在提供している介護業務とは異なるものを提供（※）し、それに係る雇用管理制度を導入した結果、90%以上の定着率を達成した事業主に対して、支給額の合計に10万円加算するものです。

- ※ ①現に提供しているものと異なる介護保険対象サービスを提供する場合  
②身体介護サービスに加え、家事援助サービスを実施する場合  
③支店等の増設等により営業エリアを拡大する場合 等

### Q 10 介護職員処遇改善加算制度との併給は可能ですか？

- 可能です。

この他にも支給要件や留意点などがありますので、  
必ずお近くの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。